10. 消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
（貸借対照表関係）
　運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額　577,380,207円
　運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額　23,464,151,377円
（損益計算書関係）
　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、204,939円であり、当該影響額を除いた当期総利益は414,676,912円であります。
（キャッシュ・フロー計算書関係）
　１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
　　現金及び預金勘定　9,181,892,395円
　　うち定期預金　22,534,215円
　　（差引）資金残高　9,159,358,180円
　２．重要な非資金取引
　　ファイナンス・リースによる資産の取得
　　工具器具備品　537,249,170円
（行政サービス実施コスト計算書関係）
　１．引当外賞与見積額の計上方法
　　引当外賞与見積額については、当事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の賞与見積額から前事業年度末の賞与見積額を控除して計算しております。
　２．引当外退職給付増加見積額の計上方法
　⑴　退職一時金に係る債務
　　行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前事業年度末退職給付見積額を控除して計算しております。
　⑵　厚生年金基金に係る年金債務
　　行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、年金債務に係る当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除して計算しております。
　３．国又は地方公共団体からの出向職員に対しては、当期在職期間における退職手当の増加額を計算しております。
（減損会計関係）
　１．減損の兆候
　⑴　減損の兆候が認められた固定資産
　①　減損の兆候が認められた固定資産の概要　（単位：円）

用途	種類	場所	帳簿金額	兆候の概要
職員住宅	建物	東京都世田谷区	38,688,690	職員住宅の使用状況が50%を下回っているため。
職員住宅	建物	神奈川県横浜市	21,077,596	職員住宅の使用状況が50%を下回っているため。

　②　減損の兆候はあるが、減損の認識に至らなかった理由
　　該当する職員住宅は今後も使用する計画があり、継続的に営繕も行っているため、減損の認識には至りませんでした。
　⑵　翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定を行った固定資産
　①　翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定を行った固定資産の概要

用途	種類	場所
事務所	建物	愛媛県松山市
事務所	建物	福岡県北九州市

　②　使用しなくなる日
　　第三期中期目標期間中（平成23年４月１日～平成27年３月31日）に使用を停止しますが、具体的な使用停止日は決定しておりません。
　③　使用しないという決定を行った経緯及び理由
　　対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンターが所期の事業目的を達成したため、第三期中期計画において、本事業のために所有していた当該資産の処分が決定されております。
　④　将来使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額
　　具体的な使用停止日が未定であることから、当該資産にかかる、使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額は算定できません。
（金融商品関係）
　１．金融商品の状況に関する事項
　当機構の資金運用は、国債等の取得並びに預金等独立行政法人通則法第47条各号に定める限定された方法による方針です。また、資金調達は、独立行政法人通則法第45条の規定により、中期計画に定めた限度額の範囲内で金融機関等からの短期借入金とする方針です。
　未収債権等に係る顧客等の信用リスクは、当機構の債権等管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券は保有しておりません。
　２．金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	9,181,892,395	9,181,892,395	—
⑵　未収入金	1,342,320,268	1,342,320,268	—
⑶　短期敷金・保証金	6,720,066,608	6,720,066,608	—
⑷　未払金	(1,881,334,365)	(1,881,334,365)	—

　㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。
（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項
　資　産
　⑴　現金及び預金、⑵　未収入金
　　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
　⑶　短期敷金・保証金
　　短期敷金・保証金は短期間で償還されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
　負　債
　⑷　未払金
　　未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。